

幼稚園、保育所、認定こども園及び小中学校用務員業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、幼稚園、保育所、認定こども園及び小中学校（以下「学校等」という。）の用務員業務について、民間事業者の有する知識や経験、ノウハウ等を活かし、本市の教育・保育環境の整備等を効果的・効率的に進めるにあたり、業務に最も適した事業者（以下「優先交渉権者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定し、委託契約を行うために必要な手続等を定めるものである。

2. 委託業務概要

- (1) 業 務 名 幼稚園、保育所、認定こども園及び小中学校用務員業務委託
- (2) 委託場所 近江八幡市内
- (3) 業務内容 幼稚園、保育所、認定こども園及び小中学校用務員業務委託基本仕様書
（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 委託金額 受託者に対する業務委託料は、予算額278,436千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内とする。
- (6) 委託契約 本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
なお、本プロポーザルの優先交渉権者である特定業者との間で、見積徴取を実施し、予定価格の範囲内で行うものとする。
- (7) 支払条件 月毎に発行した請求書を市が受理した日から30日以内に支払うものとする。

3. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 当該委託の企画提案書提出日から落札決定の日までにおいて、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成29年近江八幡市告示第243号）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされる者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (5) 公告日前日において、令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に登録していること。ただし、下記の4（競争参加資格審査申請）に基づき申請を行い、承認を受けた場合は、この限りでない。
- (6) 当該プロポーザルに参加しようとする者の間に、資本的関係又は人的関係がないこと。
- (7) 令和2年4月1日以降に、本市と同等規模程度（人口80,000人）以上の自治体において、学校等における用務員業務を受託した実績があること。（令和2年度を委託期間に含む契約も可）

4. 競争参加資格審査申請

当該業務の参加希望者のうち、令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に登録されていないものは、次のとおり申請すること。

(1) 申請書の受付期間及び提出場所等

ア 受付期間 令和7年10月20日（月） 午前10時から午後5時まで

イ 提出書類 「幼稚園、保育所、認定こども園及び小中学校用務員業務委託における役務提供競争参加資格審査申請書提出要項」のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送

（簡易書留等記録が残るもの又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に定められた信書便に限る。）

※持参の場合、受付は平日の午前10時から午後5時までとする。

※郵送の場合、封筒の表に「役務提供競争参加資格審査申請書在中」と朱書きすること。

エ 提出場所 〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市教育委員会事務局教育総務課

- (2) 競争参加資格審査申請時に発行する受領書は、申請書の内容を確認したものではない。
- (3) 受付後、プロポーザルに参加するための参加資格を審査し、参加資格を有すると認めたものをプロポーザル参加対象者とし、令和7年10月31日（金）までに通知する。
- (4) 4(3)で認めた競争参加資格については、当該委託のみ有効とする。

5. 日程

内 容	日 程 等
実施要領等の公表	令和7年10月8日(水)
参加意向申出書の提出期限	令和7年10月20日(月)午後5時まで
質問書の提出期限	令和7年10月23日(木)正午まで
質問の回答	令和7年10月29日(水)
企画提案書等の提出期限	令和7年11月5日(水)正午まで
ヒアリング・審査	令和7年11月17日(月)
審査結果通知及び公表	令和7年12月上旬

6. 実施要領等の公表

- (1) 配布期間 令和7年10月8日(水)から11月5日(水)まで
- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロードすること。
近江八幡市公式ホームページ 教育委員会掲載
(URL <http://www.city.omihachiman.shiga.jp/>)
→各課の窓口→教育総務課→子育て・教育→教育委員会

7. 参加意向申出書の提出

- (1) 提出期限 令和7年10月20日(月)午後5時まで <必着>
※期限に到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても受付しない。
- (2) 提出書類
- ア 参加意向申出書(別記様式第1号) 1部
- イ 会社案内及び会社概要 1部
- ウ 業務実績(別記様式第2号)及び契約書写し 1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送
(簡易書留等記録が残るもの又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定められた信書便に限る。)
※持参の場合、受付は平日の午前10時から午後5時までとする。
※郵送の場合、封筒の表に「プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きすること。

(4) 提出場所 〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市教育委員会事務局教育総務課

(5) 受領通知 提出された書類について参加資格の確認を行い、プロポーザル参加資格確認結果通知書を電子メールで送付する。なお、通知内容の異議申立ては受理しない。

(6) 留意事項

ア 提出された参加意向申出書等の修正又は変更は認めない。

イ 提出された参加意向申出書等は返却しない。

8. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 実施要領等の公表から令和7年10月23日(木)正午まで

イ 提出書類 質問書(別記様式第3号)

ウ 提出方法 電子メール

※電子メール提出後、電話にて受信の確認を行うこと。

※メールタイトルを「プロポーザル質問書(会社名)」とすること。

(2) 質問の回答

ア 回答期日 令和7年10月29日(水)

イ 回答方法 提出されたすべての質問については、一括して回答を作成し、本市ホームページ上で公表する。なお、参加資格決定とならなかった者の質問及び回答は記載しない。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年11月5日(水)正午まで(必着)

※期限に到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても受付しない。

(2) 提出書類 次に掲げる書類ア～エをセットにして提出すること。

ア 表紙(正本のみ)

(ア) 業務名、企業名及び提案日を記載すること。様式は任意とする。

イ 業務実績（別記様式第2号）

（ア） 7(2)ウと同一のものでよい。ただし、契約書写しは不要とする。

（イ） 実績とみなす用務員業務とは、学校における用務員業務とする。

（ウ） 会社名等の表示及び提案事業者を類推できる表現はしないこと。

ウ 企画提案書（任意様式）

（ア） 9(6)企画提案書作成要領に基づき提出すること。

エ 参考見積書（任意様式）

見積書は本業務に係る経費とし、企画提案書に記入する内容を踏まえて作成すること。

（ア） 見積書の様式は任意とする。

（イ） 積算に当たっての根拠・内訳等も明示すること。

（ウ） 合計額には、消費税及び地方消費税を含む価格を記載すること。

（エ） 年度ごとに費用が変動する可能性がある場合はその理由等について記載すること。

（3） 提出部数 12部

正本 表紙・押印あり 1部

副本 11部

（11部については、会社名等の表示及び事業者が特定できる記載はしないこと。）

（4） 提出方法 持参又は郵送

（簡易書留等記録が残るもの又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定められた信書便に限る。）

※持参の場合、受付は平日の午前10時から午後5時までとする。

※郵送の場合、封筒の表に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

（5） 提出場所 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
近江八幡市教育委員会事務局教育総務課

（6） 企画提案書作成要領

ア 一般的留意事項

（ア） 別紙仕様書の記載内容を十分に理解した上で、本市の教育・保育現場に即した内容を提案すること。

（イ） 企画提案書の様式は任意とするが、（6）イの提案すべき項目に示す順による構成とし、目次を作成すること。

- (ウ) 企画提案書は、A4用紙20ページ以内（表紙及び目次は含めない。）で作成し、必ずページ番号を付すこと。やむを得ずA3用紙を使用する場合は、折り込むこと。なお、企画提案書は縦置き又は横置きとし、縦置きの場合は左綴じ、横置きの場合は上綴じとする。
- (エ) 文字の大きさや、文章を補完するためにカラー写真やイラスト及びイメージ図等を使用するなど読み易さに配慮すること。
- (オ) 可能な限り簡潔に専門的知識が無くても分かるようまとめること。
- (カ) 会社名等の表示及び提案事業者を類推できる表現はしないこと。

イ 提案すべき項目

提案すべき項目	記載事項
用務員業務に対する基本方針、人材確保・定着への取組	企業としての業務への向き合い方、理念、社会的責任
	地域性を踏まえた採用戦略、募集媒体の活用
	過去の定着率・離職率の提示と改善策
	業務開始前の研修内容、継続的なスキルアップ研修、新たな法整備や社会情勢の変化に応じた研修体制
業務実施体制	業務請負契約に対する理解
	法令遵守（労働法、個人情報保護等）への姿勢
	業務責任者の業務経験、資格等
	担当者数、役割分担、業務フローの提示
	欠員時の対応、応援体制
業務遂行力・安全対策	業務マニュアル、チェックリスト等の整備
	作業スケジュールの提示（例：日課・週課）、報告体制等
	災害、事故発生時の対応
	日常の安全衛生管理、熱中症対策等の取組姿勢
学校等との連携・対応	学校等の職員、地域との関係構築、協働姿勢
	連絡手段の明確化、迅速性
	定期的な報告、相談、改善提案の姿勢
	要望・トラブル・苦情等突発時の対応
業務改善提案	業務効率化、品質向上、コスト削減等の提案

10. 審査方法

審査は、市内校園所長を含む委員で構成される選定委員会において、次に掲げる評価項目及び配点により非公開で実施する。審査は、各選定委員会委員が企画提案書について書類審査及びヒアリングを実施し、各評価項目に対する合計得点を参考に、選定委員会の合意により最終的に決定する。

(1) 審査方法

選定委員会は、次の方法で内容等を審査する。

ア 第1次審査 評価項目による書類審査

イ 第2次審査 評価項目による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

(2) 審査項目

審査項目		配点	対象審査
業務実績		10点	第1次審査
企画提案等	用務員業務に対する基本方針、人材確保・定着への取組	120点	第2次審査
	業務実施体制		
	業務遂行力・安全対策		
	校園所との連携・対応		
	業務改善提案		
	プレゼンテーション及びヒアリング		
見積金額		20点	
計		150点	

11. 第1次審査の実施

(1) 実施の有無

応募者事業者が4者を超える場合は、業務実績について書類審査を行い、第2次審査の対象とする応募事業者をあらかじめ選定できるものとする。

応募事業者が4者以内の場合は、実施せず第2次審査時に第1次審査の項目についても審査する。

(2) 審査方法

各選定委員会委員は、第1次審査項目について評価し、評価項目に対する合計得点を参考に、選定委員会の合意により、得点上位4事業者を決定する。

(3) その他

ア 結果通知については、全ての応募事業者に書面にて通知する。

イ 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

12. 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)の実施

提出書類をもとに、選定委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 日 時 令和7年11月17日(月)
- (2) 開催場所 市役所 4 階 第3・4委員会室
- (3) 順 番 参加事業者に別途通知する。
- (4) 持ち時間 各社原則40分程度(状況に応じて変動する場合がある。)
(①準備・片付け 5 分、②プレゼンテーション 20 分、③質疑応答 15 分)
- (5) 出席者 プレゼンテーションへの出席者は、当市における業務を担当する業務責任者を
含む 4 名以内とする。
- (6) 留意事項 上記(4)における②③の合計時間を 1 分経過した時点で強制終了とする。
プレゼンテーション用の資料は、原則として企画提案書とする。
追加資料等の配布は不可とする。
- (7) そ の 他 ヒアリング会場に用意してあるものは、電源、プロジェクター(接続口の形式は、
HDMIケーブル)、スクリーン、テーブル、椅子とする。
- (8) 審査結果 審査結果の通知については、参加事業者に書面等にて通知する。なお、審査
方法及び審査内容並びに審査結果に対する異議は認めない。

13. 事業者の特定

審査結果に基づき、優先交渉権者1者及び次点者1者を特定する。なお、優先交渉権者との契約
が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

なお、全選定委員会委員の評価点(総評価点の平均点)が6割に満たない場合は、該当なしとする。
参加事業者が1者のみであった場合でも上記の最低基準にて審査し、優先交渉権者を特定す
る。

また、参加事業者は結果通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定結果の
理由について説明を求めることができる。この場合、請求のあった日から14日以内に郵送により文
書で回答する。

14. 提案の辞退

参加意向申出書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに提案辞退書
(任意様式とするが社印等押印要)を、「18. 担当部局」まで提出すること。

提案を辞退した場合でも事業者が不利益な扱いを受けることはない。ただし、企画提案書の作成
及び提出に要した費用は、辞退者の負担とする。

15. 無効となる応募

次のいずれかに該当する場合は、その者の参加は認めず、提出された書類は無効とする。

- (1) 実施要領等に示した本プロポーザルへの参加に必要な資格のない者が行った場合
- (2) 提出期限を過ぎてから書類提出された場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載又は誤解を招く表現をした場合
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な応募である場合
- (5) 選定委員会委員と不正な接触をする等、審査の公平性を害する行為又は害するおそれのあると認められる行為があった場合
- (6) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合
- (7) 信義に反する行為があった場合
- (8) 公共事業その他に関して違法行為等により指名停止、課徴金納付命令等の処分を受けている又は受けるに至った場合
- (9) その他実施要領等において示した条件等に違反した場合

16. 契約に関する基本的事項

- (1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により、見積徴取を行い契約することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するものではない。
- (3) 協議において疑義が生じた場合は、原則として本市の解釈によるものとするため、提出書類において曖昧な表現や記載を避けること。また、疑義の解消に要する費用は参加事業者の負担とする。
- (4) 選定された優先交渉権者との協議が不調に終わった場合又は失格となった場合は、次点者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により、見積徴取を行い契約する。
- (5) 本市が作成した契約書により契約を締結する。
- (6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、き損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

17. その他

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）に基づき、情報公開の対象となる。
- (3) 提出書類の著作権は、提出事業者に帰属するものとし、本市は事業者の選定に係る目的以外に使用しない。
- (4) 電子メール等の通信事故又は郵便等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (5) 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 提出された書類の変更は認めない。また、審査結果にかかわらず返却しないものとする。
- (7) 審査経過及び結果に係るいかなる問合せにも応じない。
- (8) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表する場合がある。
- (9) 実施要領、仕様書等に変更があった場合は、参加対象者に通知する。
- (10) 公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、プロポーザルを中止することがある。この場合における参加事業者が負担した費用については本市及び選定委員会は一切の責任を負わない。
- (11) 実施要領等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

18. 担当部局（書類の提出先）

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市役所南別館3階

近江八幡市教育委員会事務局教育総務課 庶務グループ

電話 0748-36-5539

FAX 0748-32-3352

E-Mail 040200@city.omihachiman.lg.jp

19. 添付様式

- | | |
|---------|---------|
| 別記様式第1号 | 参加意向申出書 |
| 別記様式第2号 | 業務実績 |
| 別記様式第3号 | 質問書 |